明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

| | | |
|---|---|---|
| ロ　燃料油メーター | | |
| (1)　使用最大流量が一リットル毎分以下のもの | | |
| 1　耐久性能に係る試験 | | 十三万三千八百円 |
| 2　放射無線周波電磁界イミュニティ試験 | | 十二万千三百円 |
| 3　2に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験 | | 六万六千七百円 |
| 4　1から3までに掲げる試験以外の試験 | | 十万七千九百円 |
| 中欄1及び中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、十三万九千円とする。 | | |
| (2)　充塡機構その他第六条で定める器具、機械又は装置と構造上一体となっているもの | | |
| 1　耐久性能に係る試験 | | 十二万五千百円 |
| 2　放射無線周波電磁界イミュニティ試験 | | 十二万千三百円 |
| 3　2に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験 | | 九万七千八百円 |
| 4　1から3までに掲げる試験以外の試験 | | 十九万七千五百円 |
| 中欄1及び中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、二十三万八千九百円とする。 | | |
| (3)　(1)又は(2)に掲げるもの以外のもの | | |
| 1　耐久性能に係る試験 | | 八万六千六百円 |
| 2　電磁環境の影響に係る試験 | | 七万七千百円 |
| 3　1及び2に掲げる試験以外の試験 | | 十二万二千八百円 |
| 中欄1及び中欄3に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、十六万四千二百円とする。 | | |
| ハ　液化石油ガスメーター | | |
| 1　耐久性能に係る試験 | | 十二万五千百円 |
| 2　放射無線周波電磁界イミュニティ試験 | | 十二万千三百円 |
| 3　2に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験 | | 九万七千八百円 |
| 4　1から3までに掲げる試験以外の試験 | | 十九万七千五百円 |
| 中欄1及び中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、二十三万八千九百円とする。 | | |
| ニ　ガスメーター | | |
| (1)　表示機構が電気式のもの | | |
| 1　耐久性能に係る試験 | | 十六万四千三百円 |
| 2　放射無線周波電磁界イミュニティ試験 | | 十二万千三百円 |
| 3　サージイミュニティ試験 | | 三万八千六百円 |
| 4　2及び3に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験 | | 九万七千四百円 |
| 5　1から4までに掲げる試験以外の試験 | | 二十五万五千三百円 |
| 中欄1及び中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、二十六万五千七百円とする。 | | |
| (2)　(1)に掲げるもの以外のもの | | |
| 1　耐久性能に係る試験 | | 十二万二千四百円 |
| 2　1に掲げる試験以外の試験 | | 二十万七千円 |
| 四　積算熱量計 | | |
| 1　耐久性能に係る試験 | | 四十四万四千二百円 |
| 2　放射無線周波電磁界イミュニティ試験 | | 十二万千三百円 |
| 3　サージイミュニティ試験 | | 三万八千六百円 |
| 4　2及び3に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験 | | 九万九千七百円 |
| 5　1から4までに掲げる試験以外の試験 | | 十一万二千七百円 |
| 中欄1から中欄4までに掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、五十一万四千九百円とする。 | | |
| 中欄1及び中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、四十五万五千四百円とする。 | | |

別表第一を別表第一の二とし、附則の次に別表第一として次の一表を加える。

**別表第一**（第四条第一項関係）

| 特定計量器 | 添えられた証明書に係る試験 | 一件についての減ずる金額 |
|---|---|---|
| 一　非自動はかり（ひょう量が二トン以下のものであって、検出部が電気式のものに限る。） | 1　耐久性能に係る試験 | 五万五千四百円 |
| | 2　温湿度の影響に係る試験 | 十七万五千四百円 |
| | 3　一定時間が経過した後の状態の確認を要する試験 | 十三万四千円 |
| | 4　スパン安定性に係る試験 | 十四万四千三百円 |
| | 5　手数料令別表第四の備考で定める試験項目以外の電磁環境の影響に係る試験 | 七万五千五百円 |
| | 6　手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験 | 当該各号に定める金額 |

第四条第一項に定める場合であって、中欄1から中欄5までに掲げる試験のうち、同号に基づく必要な試験の結果の証明書が添えられた型式にあっては、その試験に係る金額については、四十五万五千八百円に、手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験のうち、必要な試験に係る当該各号に定める金額を合算した金額とする。

第四条第二項第三号に定める場合であって、中欄1から中欄5までに掲げる試験のうち、同号に基づく必要な試験の結果の証明書及び中欄6に掲げる試験のうち、同号に基づく必要な試験の結果の証明書がすべて添えられた型式にあっては、その試験に係る金額については、五十万七千五百円に、手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験のうち、必要な試験に係る当該各号に定める金額を合算した金額とする。

中欄2及び中欄3に掲げる試験の結果の証明書が添えられた型式にあっては、その試験に係る金額については、二十一万六千七百円とする。

中欄2及び中欄4に掲げる試験の結果の証明書が添えられた型式にあっては、その試験に係る金額については、二十二万七千百円とする。

二　燃料油メーターのうち、充塡機構その他第六条で定める器具、機械又は装置と構造上一体となっているもの

第四条第一項に定める場合であって、試験の結果の証明書が添えられた型式にあっては、その試験に係る金額については、三十三万六千八百円に、手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験のうち、必要な試験に係る当該各号に定める金額を合算したものとする。

第四条第二項第三号に定める場合であって、試験のうち、同号に基づく必要な試験の結果の証明書がすべて添えられた型式にあっては、その試験に係る金額については、三十八万八千五百円に、手数料令別表第四の備考の各号に掲げる試験のうち、必要な試験に係る当該各号に定める金額を合算したものとする。

**附　則**

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。